

報道提供資料

令和6年2月14日

大阪府後期高齢者医療広域連合

資格管理課長

電話：06-4790-2028

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療保険における
令和6年度及び令和7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、2年ごとに改定する仕組みとなっており、大阪府後期高齢者医療広域連合においては、令和6年度及び令和7年度の保険料率について、令和6年2月14日開催の広域連合議会において議決されましたので、情報提供させていただきます。

1 令和6年度及び令和7年度の保険料率

	改定後	現 行	増減額等
被保険者均等割額 (年額)	57,172円	54,461円	2,711円
所得割率	11.75%(注1)	11.12%	0.63%
賦課限度額	80万円(注2)	66万円	14万円

(注1) 令和6年度保険料において、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、10.94%となります。

(注2) 令和6年度保険料において、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者においては、73万円となります。

【参考】

軽減後の一人当たり平均保険料

今 回 : 年額95,666円

前 回 (令和3年度算定時) : 年額87,664円

増減額 : 8,002円 (年額)

伸び率 : 9.13%

2 保険料算定経過

- 医療保険制度改革による影響、医療給付費の動向、窓口負担2割導入による影響、診療報酬改定等を加味し、令和6年度及び令和7年度に保険者が負担すべき医療費（医療給付費）総額を慎重に精査して、保険料を賦課すべき総額を算定するとともに、令和5年度の財政収支状況から見込まれる剰余金の200億円を充当することで、保険料の増加抑制に努めました。
- また、国の基準が改正されたことに伴い、賦課限度額を現行の66万円から80万円に改定しました。

【参考資料】

○ 後期高齢者医療制度の概要と保険料

- ・後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度として、平成20年4月から施行されました。
- ・後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しくご負担いただく「被保険者均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。
- ・所得の低い方等には、以下の保険料軽減措置が現在適用されています。
 - ① 被保険者均等割額の軽減措置
世帯の所得水準に応じ、7割・5割・2割軽減。
 - ② 会社の健康保険などの被扶養者であった方（元被扶養者）の軽減措置
当面の間、所得割額を賦課しない。
均等割額は資格取得後2年間5割軽減。

○ 医療保険制度改革に伴う後期高齢者医療保険料への影響

- ・令和5年の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、後期高齢者医療制度においては、令和6年4月から以下の制度改革が行われます。
 - ①子育てを全世代で支援するため、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。
 - ②現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合が見直されます。
- ・今回の制度改革による影響は、第8期（令和4・5年度）から第9期（令和6・7年度）の保険料増加要因のうち、約半分を占めています。
- ・これら制度改革の影響については、激変緩和措置が設けられています。（1の表及び注釈を参照）

○ 所得階層別の年間保険料算定例

- ・別紙のとおり（単身世帯及び夫婦二世帯、収入は年金のみの場合）。
- ・年金収入額の区分は、現行の被保険者均等割額の軽減割合区分の上限等による。
- ・上段の表が現行、中段の表は令和6年度、下段の表は令和7年度の保険料。

○ これまでの保険料率

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
被保険者均等割額	47,415円	49,036円	51,828円	52,607円
所得割率	8.68%	9.34%	10.17%	10.41%
賦課(最高)限度額	50万円	50万円	55万円	57万円
	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度
被保険者均等割額	51,649円	51,491円	54,111円	54,461円
所得割率	10.41%	9.90%	10.52%	11.12%
賦課(最高)限度額	57万円	62万円	64万円	66万円

○ 大阪府後期高齢者医療広域連合

- ・府内43市町村で構成
- ・令和6年1月末の被保険者数：1,297,637人
- ・事務所：大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル8階

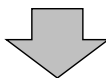
(参考) 年間保険料額

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

(第8期保険料率策定時)

被保険者均等割額=54,461円 所得割率=11.12% 令和4・5年度

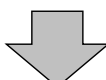
年金収入額	153万円	168万円	197万円	211万円	221万5千円	300万円
所得額	43万円	58万円	87万円	101万円	111万5千円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	15万円	44万円	58万円	68万5千円	147万円
所得割額 ①	0円	16,680円	48,928円	64,496円	76,172円	163,464円
被保険者均等割額 の軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		-
軽減後の被保険者 均等割額 ②	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	43,568円	54,461円
保険料総額(円) ①+②	16,338円	33,018円	76,158円	108,064円	119,740円	217,925円



単身世帯(収入は年金のみ)の場合

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75% 令和6年度
(賦課の基となる所得58万円以下の場合、**所得割率10.94%**)

年金収入額	153万円	168万円	197万5千円	211万円	222万5千円	300万円
所得額	43万円	58万円	87万5千円	101万円	112万5千円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	15万円	44万5千円	58万円	69万5千円	147万円
所得割額 ①	0円	16,410円	48,683円	63,452円	81,662円	172,725円
被保険者均等割額 の軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		/
軽減後の被保険者 均等割額 ②	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	17,151円	33,561円	77,269円	109,189円	127,399円	229,897円



単身世帯(収入は年金のみ)の場合

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75% 令和7年度

年金収入額	153万円	168万円	197万5千円	211万円	222万5千円	300万円
所得額	43万円	58万円	87万5千円	101万円	112万5千円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	15万円	44万5千円	58万円	69万5千円	147万円
所得割額 ①	0円	17,625円	52,287円	68,150円	81,662円	172,725円
被保険者均等割額 の軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		/
軽減後の被保険者 均等割額 ②	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	17,151円	34,776円	80,873円	113,887円	127,399円	229,897円

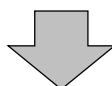
※ 被保険者均等割額の軽減割合は、令和6年度と同じ算定条件としています。

後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

被保険者均等割額=54,461円 所得割率=11.12%	令和4・5年度
(第8期保険料率策定時)	

●妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	211万円	226万円	275万円	300万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額	夫	43万円	58万円	101万円	116万円	165万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	58万円	73万円	122万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額 ①	夫	0円	16,680円	64,496円	81,176円	135,664円	163,464円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		—
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	16,338円	16,338円	27,230円	27,230円	43,568円	54,461円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	27,230円	43,568円	54,461円
保険料総額(円) ①+②	夫	16,338円	33,018円	91,726円	108,406円	179,232円	217,925円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	27,230円	43,568円	54,461円
	合計	32,676円	49,356円	118,956円	135,636円	222,800円	272,386円

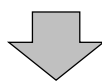


後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%	令和6年度
(賦課の基となる所得58万円以下の場合、 所得割率10.94%)	

●妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	211万円	227万円	277万円	300万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額	夫	43万円	58万円	101万円	117万円	167万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	58万円	74万円	124万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額 ①	夫	0円	16,410円	63,452円	86,950円	145,700円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		—
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	夫	17,151円	33,561円	92,038円	115,536円	191,437円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	50,712円	120,624円	144,122円	237,174円	287,069円



後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%	令和7年度
-------------------------------------	-------

●妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	211万円	227万円	277万円	300万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額	夫	43万円	58万円	101万円	117万円	167万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	58万円	74万円	124万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額 ①	夫	0円	17,625円	68,150円	86,950円	145,700円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		—
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	夫	17,151円	34,776円	96,736円	115,536円	191,437円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	51,927円	125,322円	144,122円	237,174円	287,069円

※ 被保険者均等割額の軽減割合は、令和6年度と同じ算定条件としています。